

平成28年3月17日  
教育委員会室

# 秋田市教育委員会 平成28年3月定例会 (案 件)

## 付議案件

議案第3号	秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する件	…	1
議案第4号	秋田市教育委員会スポーツ推進委員に関する規則等を廃止する件	…	4
議案第5号	秋田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則等 の一部を改正する件	…	6
議案第6号	秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する件	…	9
議案第7号	第5次秋田市社会教育中期計画を策定する件		(別途)
議案第8号	秋田市指定文化財の指定に関する件	…	10

議案第3号

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する件

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を次のように改正する。

平成28年3月17日提出

秋田市教育委員会

委員長 前川 重明

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市教育委員会行政組織規則（平成3年秋田市教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「スポーツ振興課」を削り、同条第3項中「文化振興室および」を削り、同条第4項を削る。

第8条第1項学校教育課の項第11号中「心身障害児就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改め、同条第1項スポーツ振興課の項を削り、同条第3項を削り、同条第4項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同項第11号中「こと」の次に「（他の所管に属するものを除く。）」を加え、同号を同項第10号とし、同項中第12号を第11号とし、第13号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、同項を同条第3項とし、同条第5項を削る。

第18条第1項第4号中「社会教育団体等」を「社会教育関係団体等」に改める。

第23条から第26条までを次のように改める。

第23条から第26条まで 削除

「

自然科学学習館
公民館
図書館

」

第27条第1項の表第3号中

千秋美術館  
赤れんが郷土館  
民俗芸能伝承館  
佐竹史料館  
文化会館

を

自然科学学習館  
公民館  
図書館

に改め、同表第4号中

学校給食センター  
教育研究所  
太平山自然学習センター  
秋田城跡調査事務所  
勤労青少年ホーム  
女性学習センター

を

学校給食センター  
教育研究所  
太平山自然学習センター  
勤労青少年ホーム  
女性学習センター

に改め、

同条第2項の表第6号中

公民館  
図書館  
千秋美術館  
赤れんが郷土館  
佐竹史料館  
文化会館

を

自然科学学習館  
公民館  
図書館

に改め、同表第7号中

学校給食センター  
教育研究所

学校給食センター

「  
太平山自然学習センター  
秋田城跡調査事務所  
勤労青少年ホーム  
女性学習センター  
」を「  
教育研究所  
太平山自然学習センター  
勤労青少年ホーム  
女性学習センター  
」に改め、

同表第9号中「  
図書館  
千秋美術館  
赤れんが郷土館  
民俗芸能伝承館  
佐竹史料館  
文化会館  
」を「  
図書館  
」

に改める。

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

#### 提案理由

平成28年4月1日付け機構改正等に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

## 議案第 4 号

秋田市教育委員会スポーツ推進委員に関する規則等を廃止する件

秋田市教育委員会スポーツ推進委員に関する規則等を次のように廃止する。

平成28年 3 月 17日 提出

秋田市教育委員会

委員長 前 川 重 明

秋田市教育委員会スポーツ推進委員に関する規則等を廃止する規則次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 秋田市スポーツ推進委員に関する規則（昭和37年秋田市教委規則第5号）
- (2) 秋田市立赤れんが郷土館管理運営規則（昭和60年秋田市教委規則第3号）
- (3) 秋田市立赤れんが郷土館協議会運営規則（昭和60年秋田市教委規則第4号）
- (4) 秋田市文化会館管理運営規則（昭和61年秋田市教委規則第4号）
- (5) 秋田市文化会館運営委員会規則（昭和61年秋田市教委規則第5号）
- (6) 国指定重要文化財旧黒澤家住宅管理運営規則（平成元年秋田市教委規則第3号）
- (7) 秋田市立佐竹史料館等管理運営規則（平成2年秋田市教委規則第5号）
- (8) 秋田市八橋運動公園体育施設管理運営規則（平成2年秋田市教委規則第6号）
- (9) 秋田市屋内多目的運動場管理運営規則（平成10年秋田市教委規則第2号）

- (10) 一つ森公園弓道場管理運営規則（平成12年秋田市教委規則第10号）
- (11) 秋田市スポーツ施設管理運営規則（平成16年秋田市教委規則第21号）
- (12) 健康広場管理運営規則（平成18年秋田市教委規則第3号）
- (13) 秋田市北野田公園体育施設管理運営規則（平成21年秋田市教委規則第10号）
- (14) 秋田市土崎市民グラウンド管理運営規則（平成23年秋田市教委規則第5号）
- (15) 地蔵田遺跡出土品展示施設管理運営規則（平成25年秋田市教委規則第9号）

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

#### 提案理由

スポーツおよび文化に関する事務を市長が管理し、および執行することに伴い、廃止しようとするものである。

## 議案第5号

秋田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則等の一部を改正する件

秋田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則等の一部を次のように改正する。

平成28年3月17日提出

秋田市教育委員会

委員長 前川重明

秋田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則等の一部を改正する規則

(秋田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正)

第1条 秋田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則(昭和52年秋田市教委規則第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「のうち、児童生徒の転入転退学等に関する事務の補助執行」を「の一部を市長の補助機関の職員に補助執行させること」に改める。

第2条中「(経常的に処理できる事務に限る。)」を削り、同条各号を次のように改める。

- (1) 文化財の調査および保護ならびに管理に関すること。
- (2) 文化財保護審議会に関すること。
- (3) 学校体育施設の開放に関すること。
- (4) 千秋美術館に関すること。
- (5) 千秋美術館協議会に関すること。
- (6) 住民の異動によって生ずる学齢児童生徒の転入学転学通知書の交

付および指定学校変更申立書の受付に関すること（経常的に処理できる事務に限る。）。

(7) 地域における社会教育に関すること（生涯学習室および公民館、図書館その他の教育機関の所管に属するものを除く。）。

第2条の次に次の2条を加える。

（専決）

第3条 前条の規定により補助執行させる事務に係る処理については、別に定めるところにより専決することができる。

2 前項の規定にかかわらず、秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和31年秋田市教委規則第5号。以下「事務委任規則」という。）第1条各号に掲げる事項に係る事務（次に掲げるものを除く。）については、専決することができない。

(1) 事務委任規則第1条第4号に掲げる事項のうち、事務委任規則第3条第3号に掲げるもの

(2) 事務委任規則第1条第6号に掲げる事項のうち、教育予算その他の財務に係るもの

（委任）

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

（秋田市教育委員会会議規則の一部改正）

第2条 秋田市教育委員会会議規則（昭和31年秋田市教委規則第4号）の一部を次のように改正する。

第7条中「関係職員」の次に「その他委員長が必要と認める者」を加える。

（秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正）

第3条 秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和31年秋田市教委規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「事項」の次に「および秋田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（昭和52年秋田市教委規則第8号）第2条の規定により補助執行させる事務」を加える。

第3条第3号中「委員等（）」の次に「社会教育委員、文化財保護審議会委員その他」を加える。

（秋田市立千秋美術館管理運営規則の一部改正）

第4条 秋田市立千秋美術館管理運営規則（平成元年秋田市教委規則第13号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

文化財の保護、学校における体育等に関する事務を市長の職員に補助執行させること等を定めるため、改正しようとするものである。

## 議案第6号

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する件

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を次のように改正する。

平成28年3月17日提出

秋田市教育委員会

委員長 前 川 重 明

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する規則  
秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則（昭和58年秋田市教委規則  
第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表秋田市立雄和学校給食センターの項中「川添小学校、種平小学校、戸米川小学校、大正寺小学校」を「雄和小学校」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

雄和小学校の設置に伴い、雄和学校給食センターにおいて実施する学校給食の対象校に関する規定を整備するため、改正しようとするものである。

## 議案第 8 号

### 秋田市指定文化財の指定に関する件

秋田市文化財保護条例（昭和36年秋田市条例第23号）第4条第1項の規定により、秋田市指定文化財に次のとおり指定する。

平成28年 3 月 17 日 提出

秋田市教育委員会

委員長 前 川 重 明

### 秋田市指定文化財に指定する物件

種 別	名 称	員 数 所在地	所有者等又は保持者等	
			住 所	氏名又は団体名
有 形 文 化 財 （ 古 文 書 ）	上北手嵯峨家 文書	552点	秋田市上北手大山田 字大平沢97番地	嵯峨孝男
無 形 民 俗 文 化 財	新屋の鹿嶋祭	秋田市新屋 地内	秋 田 市 新 屋 日 吉 町 10 番 67 号 秋 田 市 新 屋 日 吉 神 社 会 館	新屋鹿嶋祭保存会 会長 海風敏夫

### 提案理由

秋田市文化財保護審議会から答申のあった上記の物件を、秋田市指定文化財に指定しようとするものである。